

(事前説明第1号について事務局より説明)

(質疑等の要旨)

委員：今回対象となる地区計画以外にも同じ規制内容の地区計画があるのではないかと思うが、それらについては今後どのように対応するのか。

事務局：今回の変更内容のうち建築基準法の改正に伴う防火規定の整備については、1-2 ページの表中「防災街区整備地区」と記載のある5つのみが該当し、最低敷地面積規制に係る連接規定の追記が必要なものも今回対象としているもののみである。したがって、これらの事由により変更が必要なものは全て対応している。なお、文言整理については、今回変更を行うものについて表記の統一等を図るものである。

委員：最低敷地面積について、本市は敷地面積が小さい土地が多くあるように思うが、地区計画の区域以外はどのように考えているのか。

事務局：地区計画で最低敷地面積を規制している区域以外の区域については、尼崎市住環境整備条例で用途地域ごとに最低敷地面積を定めている。